

# 安全な通路の確保のために

労働災害のおよそ25%は、通路で発生しています。通路や常時使用する階段の安全性を確保するため、次のチェックリストを使って、点検をしてください。

あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、全てにチェックがついた状態を保持しましょう！

## 通路に関する労働安全衛生規則によるチェック！！

(定期点検リスト)

令和 年 月 日 時頃

施設現場名

確認担当者名

### 労働安全衛生規則第540条（通路）

- 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設け、常時有効に保持している。
- 通路で主要なものには、通路を保持するため、通路であることを示す表示をしている。

### 労働安全衛生規則第541条（通路の照明）

- 通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じている（坑道等で、照明器具を所持するときは除く。）。

### 労働安全衛生規則第542条（屋内に設ける通路）

- 通路は、その用途に応じた幅を有している。
- 通路面は、つまずき、滑り、踏抜等の危険のない状態を保持している。
- 通路面から高さ1.8m以内に障害物を置いていない。

### 労働安全衛生規則第543条（機械間等の通路）

- 機械間又は機械と他の設備の間の通路は、幅80cm以上としている。

### 労働安全衛生規則第338条（仮設の配線等）

- 仮設の配線又は移動電線を通路面で使用していない（ただし、絶縁被覆の損傷のおそれがない状態で使用するときを除く。）。

### 労働安全衛生規則第549条（避難用の出入口等の表示等）

- 常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持している。

### 労働安全衛生規則第558条（安全靴等の使用）

- 作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、使用させている。